

## 知立市観光協会ホームページ広告表現ガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、知立市観光協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に民間事業者等の広告を掲載するに当たり、その広告表現に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本的な考え方)

第2条 協会ホームページに掲載する広告は、知立市観光協会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、知立市観光協会ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）、知立市広告掲載等実施要綱（以下「市要綱」という。）及び知立市広告掲載基準（以下「市基準」という。）の規定に基づいた広告表現でなければならない。

2 前項の規定に反する場合、知立市観光協会会長（以下「会長」という。）は広告の掲載を希望する者に対し、是正を求めることができる。

### (委任)

第3条 このガイドラインに定めるもののほか、広告表現に関し必要な事項は市長が定める。

### 附 則

このガイドラインは、平成26年2月1日から施行する。

### 附 則

このガイドラインは、令和6年1月1日から施行する。